

JNLA 試験証明書の電磁的方法による発行について

NITE 認定センター (IAJapan)

製品認定課

1. 背景

JNLA 試験証明書は、当該証明書の発行承認者が書面（印刷物）に記名押印又は署名し、依頼者に発行することが求められていましたが、産業標準化法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の施行により、令和 2 年 4 月 1 日から電磁的記録（電子データ）に電子署名を行うことよって、JNLA 試験事業者が電磁的方法で JNLA 試験証明書を発行することが可能となります。

電磁的方法で JNLA 試験証明書を発行する場合、原本は電磁的記録媒体上のみ存在するため、情報セキュリティを考慮して運用する必要があります。

2. 用語

(1) 電子証明書

インターネット上の身分証明書のこと。認証局が電子証明書の持ち主を審査し、発行される。電子署名、電子認証、暗号化の機能を有する。

(2) 認証局

電子証明書を発行する信頼された機関

(3) 電子署名

電子証明書を使って電磁的記録に電磁的な署名をすること。これにより電磁的記録の作成者を特定し、改ざんがされていないことを証明する。

(4) タイムスタンプ

電磁的記録がある時刻に確実に存在していたことを証明する電子的な時刻証明書

(5) サービス提供者

電磁的方法で発行する JNLA 試験証明書に対して、電子証明書による電子署名と、タイムスタンプを付すサービス等の提供事業者

(6) ETSI TS

欧州電気通信標準化機構 (ETSI) が定める、電子証明書を発行するための認証局の基準

(7) WebTrust for CA

米国公認会計士協会 (AICPA) とカナダ勅許会計士協会 (CICA) が定める、電子証明書を発行するための認証局の基準

3. JNLA 試験証明書を電磁的方法により発行する場合の要件

JNLA 試験事業者が電磁的方法により JNLA 試験証明書を発行するためには、以下の

(1) から (8) の要件を満たす必要があります。また、これらの内容が、JNLA 試験事業者において文書化され、遵守されている必要があります。

- (1) 依頼者に対して、JNLA 試験証明書の電磁的な発行方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- (2) JNLA 試験証明書を電子媒体で発行する場合は、以下のいずれかの方法で行うこと。
なお、いずれの場合であっても試験依頼者が記録内容を出力することにより、書面を作成しなければならない。
- ・ JNLA 試験事業者のシステムから、依頼者にメール等により発行する方法
 - ・ JNLA 試験事業者のシステムにおいて、依頼者が JNLA 試験証明書の閲覧を可能とし、PC にダウンロード等により保存する方法
 - ・ CD 等の電磁的記録媒体に保存し、依頼者に発行する方法
- (3) JNLA 試験証明書を電子媒体で発行する場合は、以下に示す電子署名に係るいずれかの電子証明書と、一般財団法人日本データ通信協会が認定する時刻認証業務から発行されるタイムスタンプ又はこれに準じるタイムスタンプを使うことにより、承認者と発行日を特定し、改ざんが検知できるようにすること。
- ・ 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第 3 条第 1 項に規定する電子証明書
 - ・ 電子署名及び認証業務に関する法律第 8 条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書
 - ・ 商業登記に基づく電子証明書
 - ・ ETSI TS の基準に適合した認証局から発行される電子証明書
 - ・ WebTrust for CA の基準に適合した認証局から発行される電子証明書
- (4) 原本に対して何人でも記載事項を変更した場合は、原本性を失い、またその痕跡がわかるようにすること。
- (5) 電磁的記録媒体で発行された JNLA 試験証明書を印刷した時は、電子署名とタイムスタンプが発行に関する情報として可視化され印刷されることにより、原本を追跡することが出来ること。
- (6) 電磁的記録媒体により発行した JNLA 試験証明書のデータを印刷して写しとして保存する場合は、紙媒体で発行した試験証明書の写しと区別して保存すること。
- (7) JNLA 試験証明書において、同一の発行番号による電子媒体と紙媒体の両方の JNLA 試験証明書が存在することの無いようにすること。(1 件の試験依頼に対して、電子媒体と紙媒体の両方の JNLA 試験証明書を発行する場合は、異なる発行番号を付けること)
- (8) 電子証明書による電子署名とタイムスタンプを付す等のサービス提供事業者を活用して電子媒体の試験証明書を発行する場合、個人認証や暗号化通信等のセキュリティ対策を実施しているサービスを利用すること。自社でシステムを開発する場合にも同様のセキュリティ対策を実施すること。また、JNLA 試験事業者は、サービス提供者との間で守秘義務を含む覚書等の取り交わしを行うこと。

以上